

○与謝野町設計違算に関する事務取扱要領

制定：令和4年5月31日

（趣旨）

第1条 この要領は、与謝野町が発注する建設工事及び建設関連業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、単価及び金額の記載された設計書（以下「金入設計書」という。）を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量等の不整合は含まないものとする。

（金入設計書の閲覧）

第3条 当該入札の応札者は、入札書提出締切後から開札までの間に、金入設計書を閲覧することができるものとする。

（設計違算に係る申立て等）

第4条 設計内容に疑義がある場合は、当該入札の応札者に限り、入札書提出締切後から開札までであって、入札公告又は入札通知書に定める日時までの間に、文書等により設計違算に係る申立てを行うことができるものとする。ただし、次に該当するものについては、申立てとして取り扱わないものとする。

- （1）応札者以外の者から提出されたもの
- （2）疑義が特定できないもの
- （3）公表された設計図書等で内容が確認できるもの
- （4）設計図書等に対する質疑期間中に確認すべきもの
- （5）その他当該入札に直接関係のないもの

（設計図書等の再確認）

第5条 前条に基づき設計違算に係る申立て等があったときは、速やかに設計図書等の内容を再確認するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、設計者は設計図書等の再確認を行うものとする。
- 3 前2項の設計図書等の再確認により設計違算が判明した場合は、入札の中止若しくは続行、又は、入札の有効若しくは無効を判断するものとする。

(再確認結果の回答)

第6条 前条第1項の再確認を行った結果については、速やかに申立てを行った者に対し、文書により回答する。

(開札前の対応)

第7条 町長は、入札公告又は指名入札通知の発行をした後、開札前に設計違算が判明した場合は、原則として当該入札の手続きを中止する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、入札参加者に対し、入札に当たっての違算の取扱いを通知することにより、入札の公平性が確保できる場合は、入札を続行することができる。

(落札決定前の対応)

第8条 町長は、開札後、落札決定までの間に設計違算が判明した場合は、原則として当該入札を無効とし、入札に係る手続を中止とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、設計違算を訂正し再算出した予定価格及び最低制限価格において、次の条件を全て満たす場合に限り、入札を有効とする。

(1) 入札参加条件に変更がない場合

(2) 落札予定者に変更がない場合

(3) 設計違算に係る契約変更について落札予定者の同意が得られた場合

(契約締結前の対応)

第9条 町長は、落札決定後、契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札に係る落札決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、設計違算を訂正し再算出した予定価格及び最低制限価格において、次の条件を全て満たす場合に限り、入札を有効とする。

(1) 入札参加条件に変更がない場合

(2) 落札者に変更がない場合

(3) 設計違算に係る契約変更について落札者の同意が得られた場合

(契約締結後の対応)

第10条 町長は、契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、当該契約について受注者と協議した上で、原則として当該契約を継続する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、当該契約の履行状況等により契約を解除することが合理的であると判断される場合は、当該契約を解除する。

3 町長は、前項の規定により、契約を解除した場合において、当該解除された者は、これによって生じた損害を町長に請求することができる。

(設計違算の公表)

第11条 町長は、第9条第1項の規定により落札決定を取り消した場合又は第10条

第2項により契約を解除した場合は、報道機関等に対して速やかに公表する。

(準用)

第12条 第7条から第11条までの規定は、予定価格及び最低制限価格の設定の誤りについて準用する。

(指名競争入札による再入札)

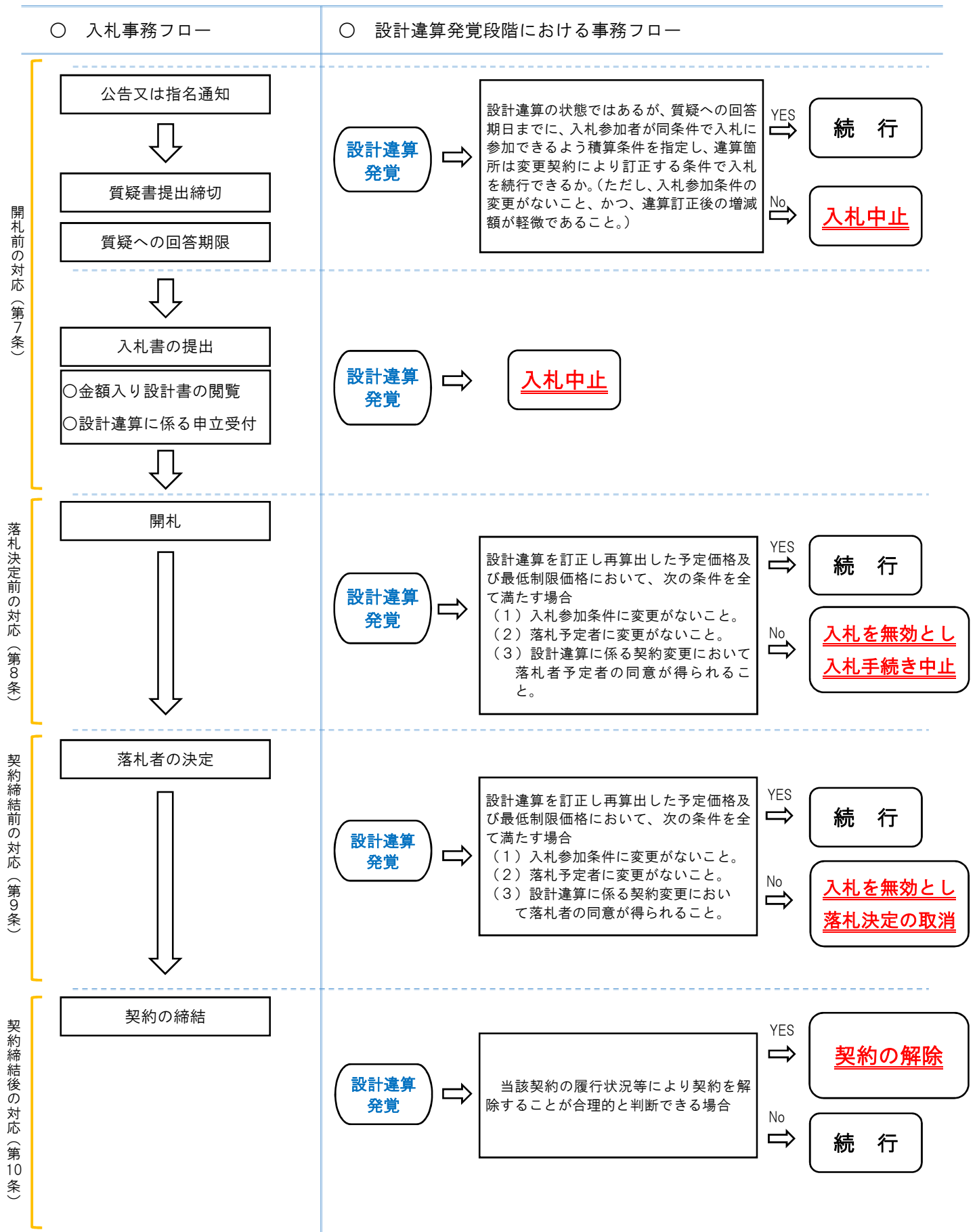
第13条 第7条から第10条までの規定により入札を中止し、もしくは無効とし、又は落札決定を取り消した場合において、別に定める基準により当該入札の参加者を対象として指名競争入札により再入札を行うことができる。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

○ 設計違算発覚段階の対応フローチャート

※設計違算とは積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、単価及び金額の記載された設計書（以下「金入設計書」という。）を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量と数量総括表の不整合、数量総括表と数量計算書の不整合、施工条件と現場条件の違いは含まないものとする。



与謝野町設計違算に関する事務取扱要領Q & A

Q 1 **第2条文中に記載されている「積算数量等の不整合は含まないものとする。」とはどのような場合を想定しているのか。**

A 1 積算数量の不整合、数量総括表の不整合、施工条件と現場条件の違いを想定しており、具体的には次のとおりです。

ただし、「積算数量の不整合」、「数量総括表の不整合」の不整合を訂正し再算出した予定価格において、入札参加条件の変更や配当予算を超過する等の場合は、自己都合により当該入札を中止します。

① 土木工事

内容	事例
積算数量の不整合	図面に示す数値から求められた数量（数量計算書の数量＝数量総括表の数量）と参考資料として提示した金抜設計書の数量に不整合が生じている場合は、金抜設計書によって入札を実施し、契約締結後に設計を変更する。
数量総括表の不整合	図面に示す数値から求められた数量（数量計算書）と数量総括表に不整合が生じている場合は、数量総括表によって入札を実施し、契約締結後に設計を変更する。
施工条件と現場条件の違い	原則として、現場の状況は、設計書作成者が十分に確認し作成にあたるもので、施工条件に変更が生じないように検討されるものとなるが、施工方法や機械施設等の仮設について、施工者の創意工夫がなされる余地のあるものを設計違算とはしない。

② 建築工事

内容	事例
積算数量の不整合	図面に示す数値から求められた数量と参考資料として提示した参考数量書の数量に不整合が生じている場合は、参考数量書の数量により入札を実施し、契約締結後の受発注者の協議の対象とする。
施工条件と現場条件の違い	原則として、現場の状況は、設計書作成者が十分に確認し作成にあたるもので、施工条件に変更が生じないように検討されるものとなるが、施工方法や機械施設等の仮設について、施工者の創意工夫がなされる余地のあるものを設計違算とはしない。

Q 2 **第3条の金入設計書の閲覧はどのような方法となるのか。**

A 2 金入設計書の閲覧については、京都府入札情報システム上で行っていただくこととします。閲覧の方法は、入札書締切後、応札者に対してパスワード制限された金入設計書のPDF（印刷、保存等が行えない制限有り）を解除するためのパスワードを付与

しますので、各自でパスワードを入力していただき閲覧を行っていただきます。

Q 3 第4条文中にある「文書等により設計違算に係る申立てを行うことができる」とは具体的にどのような方法か。

A 3 「文書等により」とは、差出人がわかるメール、ファックス、書面での申立てとし、電話や口頭によるものは、申立てとして取り扱いません。（書面等は任意様式）

Q 4 第4条文中の「設計内容に疑義がある場合は、当該入札の応札者に限り、入札書提出締切後から開札までであって、入札公告又は入札通知書に定める日時までの間に、文書等により設計違算に係る申立てを行うことができるものとする」とあるが、申立ての期限の設定はどのように考えているのか。

A 4 申立ての期限の設定については、基本的に開札日の正午を基本とすることを考えています。ただし、開札時間の都合上、開札日の正午とならない場合がありますので、一般競争入札は「入札公告」、指名競争入札は「入札に関する注意事項」に記載されている申立ての期日を必ずご確認ください。

Q 5 第7条第1項文中「入札参加者に対し、入札に当たっての違算の取扱いを通知することにより、入札の公平性が確保できる場合は、入札を続行することができる。」とはどのような場合か。

A 5 次の条件をすべて満たす場合に限り入札を続行します。

- ① 一般競争入札は「入札公告」、指名競争入札は「入札に関する注意事項」に記載されている設計図書等への質疑の回答期日までに、入札参加者に対し当該入札の設計違算の取扱い（積算条件の指定、変更契約により設計違算を訂正する等）について通知し、入札参加者が同条件で入札でき公平性が確保できるとき。
- ② 当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額の差額が、軽微な範囲であるとき。（「軽微な範囲」は、町長が別に定める基準であり非公表とします。）
- ③ 設計違算を訂正したことによる設計金額の増減により、入札参加条件に変更が生じないとき。

※ 「入札参加条件に変更」とは、対象ランクが変わることを想定しており、例としては、土木一式B級を対象としていたものが、設計違算を訂正した設計金額が土木一式A級になる場合等が該当する。

Q 6 設計違算に係る申立てがあった場合、開札日を変更する場合があるか。

A 6 入札公告及び入札通知書に、「設計違算に係る申立てがないとき」、「設計違算に係る申立てがあるとき」の開札予定日時を明記しておりますが、申立ての内容の精査に時間を要する場合、開札時間又は開札日を変更する場合があります。

Q 7 第10条第2項文中の「履行状況等により契約を解除することが合理的であると判断される場合」とはどのような場合を想定しているか。また、契約を解除した場合の工事費の支払いや損害があった場合の賠償はどうなるのか。

A 7 合理的であると判断される場合とは、工事途中の形態で現場の安全性、機能低下、周辺への影響がないなど解除することが妥当であると判断できる場合を想定しております。ただし、工事に必要な資材の調達などでキャンセルできない場合等、様々なケースが考えられるので、解除する場合は、工事途中の完了形態を発注者と受注者で協議し、当該契約を解除することになります。また、工事費については、工事完了分及び工事を途中で安全に完了させるために生じた費用を含めて発注者は受注者に支払うこととし、当該契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたと発注者が認める場合、工事請負契約書第44条に基づきその損害を賠償します。